

## EUのウインターパッケージは需要家にどのような影響を与えるのか？

丸山 真弘

2016年11月30日、欧州委員会は「ウインターパッケージ」と呼ばれる一連の政策文書を発表した。これは、ユンケル委員長率いる現欧州委が掲げる重要政策の一つである、エネルギーユニオン（エネルギー同盟）の具体化に向けたEU法改正の提案であり、09年制定の第三次エネルギーパッケージや、再生可能エネ支援やエネルギーの効率的利用に関する指令案の改正に加え、これらの制度の実効性確保のための監督や規制に関する規則の新設などが含まれている。16年2月に、同じくエネルギー同盟の具体策として提案されたガス関係の提案（こちらも「ウインターパッケージ」と呼ばれる）は、緊急時のガスの融通や政府間契約へ欧州委の関与についての規則制定など、ロシアへのガス依存に対するエネルギー安全保障面の対応を主な目的とするものであったが、今回のパッケージは、域内電力市場の統合の深化や、市場メカニズムと再生可能エネ支援策等との整合性の確保などを主な目的とした電気事業関連の制度提案となっている。以下では、最終需要家に関する提案を中心に紹介する。

### 【市場メカニズムの貫徹と貧困者の保護】

パッケージでは、最終需要家への供給価格を自由に設定する権利を供給者に認めた上で、卸電力価格の変動に応じた小売価格（動的価格）によるメニューが需要家に提供されることを加盟国に求めている。これは、価格規制は競争や新規投資を阻害するもので、原則撤廃されるべきという欧州委の基本的な考えに基づくものである。ただし、11月中旬に一部報道されたパッケージ草案にあった、小売価格設定は原則として市場価格に基づくものとすべきといった規定は、30日発表の正式案からは削除された。

エネルギー貧困者の保護策としての料金規制についても、5年間の移行期間経過後には、緊急時に、他の方法では対応できない場合を除き規制は認められず、以後は社会福祉など、料金規制以外の保護策を採用しなければならない。一方、加盟国はエネルギー貧困者を定義し、その状況を定期的に欧州委に報告することが求められているが、EU大で統一した基準を定めることは見送られた。

### 【需要家への情報提供】

需要家が選択を行うために必要な情報を提供するための道具として、料金比較サイトの役割が重要視されている。加盟国は、運営の独立性や内容の網羅性、正確性、最新性といった要件を満たした、運営主体が明確に示された比較サイトに、最低一つは無料でアクセスできる権利を需要家に保証するとともに、サイトの認定と要件の遵守状況の監視を行う組織を設けることが求められている。

料金や需要の情報についても、需要家による比較を促進するための、正確、明瞭、簡潔な情報が提供されることを求めているが、ICTの進展に規制案が追い付いていないとの批判も、事業者などからある。

【積極的需要家の支援】

欧州委はパッケージの中で、自ら発電や電力貯蔵を行い、需要を管理できる能力を持った「積極的需要家」を支援する考え方を示している。パッケージでは、年間販売電力量が一定量以下（家庭用で10MWh、それ以外は500MWh）であれば、余剰電力を販売しても事業者とみなさないことや、現在の供給者の同意なしにアグリゲーターと契約する権利を認めることなどが規定されている。

【加盟国とEUの権限に関する交渉が鍵】

今回の提案がEU法となるためには、欧州議会と閣僚理事会による承認が必要となる。欧州議会では既に議論が始まっているが、貧困者保護が必要との観点から、今後料金規制の撤廃などに異論が示されることが予想される。閣僚理事会での議論は17年下期以降からとされるが、エネルギー政策に対する主権を主張する加盟国に対し、EUがどこまで統一的な方針を強制できるかといった点が論点になると考えられる。

報道された草案との比較でも既に譲歩が見られる中、2019年までのエネルギー同盟の実現という目標を欧州委が達成できるか、その際どこまで欧州委の考え方を盛り込めるかは、17年の加盟国との交渉に大きく依存する。イギリスのEU離脱交渉や、フランス・ドイツの総選挙など、EUの連帯に挑戦する動きが続く中、今後の欧州委の動きが注目される。一方、規定の仕上がりは、加盟国とEUとの権限に関する妥協の結果に依存することは、日本としてこの動きを新たな先行事例として見る際、考慮すべき点といえる。

電力中央研究所 社会経済研究所 上席研究員

丸山 真弘／まるやま まさひろ

1990年入所。専門は電気事業法制度論。